

平成 23 年 7 月 4 日

文部科学省初等中等教育局長

山 中 伸 一 様

全国連合小学校長会長 露木 昌仙

「公立義務教育諸学校の学級規模及び
教職員配置の適正化」についての意見

全国連合小学校長会は学級編制標準の引き下げの必要性について訴え続けてきました。今年度より 30 年ぶりに小学校第 1 学年の学級編制の標準が 40 人から 35 人に引き下げられたことに対し、高く評価します。

今後は、小学校第 2 学年以降においても学級編制の標準を第 1 学年と同様に引き下げるとともに、その運用については、施設・設備の状況など学校現場の実情に応じた柔軟な仕組みとすることが重要です。学級編制標準等の改正が、教員が子どもと向き合う時間の確保となり真に子どもたちの「生きる力」の育成につながるよう、下記のとおり意見を表明いたします。

記

- 1 小学校第 2 学年以降においても学級編制の標準を 40 人から 35 人以下に引き下げることが望ましい。
 - 第 1 学年の進級に合わせて学級編制の標準を引き下げない場合、再び第 2 学年で学級編制を行うこととなり学校での混乱が予測される。第 2 学年以降においても学級編制の標準を引き下げてください。
- 2 小学校第 2 学年以降においても、一学年の人数が 40 人以下など児童数の少ない場合は、一学年を分割せず学級担任をサポートする TT 教員等として活用することも可能とする。
 - 第 2 学年以降においても、一学年の人数が 40 以下の学校で児童の状態に応じた教育的配慮が必要な場合は、学年を分割せず TT 教員等として活用できることを引き続き措置願いたい。
- 3 習熟度別指導等のための加配教職員定数を平成 23 年度水準よりさらに減らさないことが望ましい。
 - 加配教職員定数をさらに減らすことにより、これまで実施してきた習熟度

別指導等の指導水準が低下することが予測される。公教育の質の改善のための加配教職員定数の維持は、学級編制の標準の引き下げとともに重要であり、平成 23 年度水準を下回ることがないように願いたい。

4 都道府県から市区町村へ配置される加配定数教員を市区町村教委の判断で弾力的に活用できる制度があるとよい。

○ 加配教職員定数では、指導方法工夫改善や児童生徒支援など加配事項が定められている。しかし、市区町村立学校の状況は様々であり市区町村教委及び校長が状況に合わせて運用する事が望ましい。そこで加配教員を市区町村教委の判断で弾力的に活用できるようにすることにより、限られた教職員加配をより有効に運用したい。

5 普通教室等の不足で 35 人学級の編制が当面困難な学校については、40 人以下学級で許容することが望ましい。

○ 東日本大震災被災地校の状況等により 35 人学級の編制が当面困難な学校については、状況改善年度まで 40 人以下学級で許容いただきたい。